

別記様式第1（第1条関係）

処 分 管 理 計 画 書

工業団地造成 事業の名称	
施行者の名称	

1 公共施設に関する事項

(1) 新たに設置される公共施設

種 類	図面 対照 番号	概 要			管 理 者	用地の帰属	備 考
		幅員・寸法	延 長	面 積			
		m	m	m ²			

(2) 法29条第1項の規定が適用される場合における従前の公共施設

種 類	図面 対照 番号	概 要			管 理 者	公共施設の 用に供する 土地の所有 者	用地の帰属	備 考
		幅員・寸法	延 長	面 積				
		m	m	m ²				

2 造成工場敷地に関する事項

図面 対照 番号	面 積	処分方法	処分価額	処分の時期	建設が予定さ れる製造工場 等の業種	用排水等の 条件	備 考
	m ²						

3 公共施設及び造成工場敷地以外の造成敷地等に関する事項

種 類	図面 対照 番号	面積	処分管理方法	処分価額 等	処分等の 時期	工 作 物		備 考
						用 途	規 模	
		m ²						

4 処分価額の算定基準となるべき事項

備考

1 「公共施設に関する事項」について

- (1) 一の公共施設の用に供する土地が二以上の者に帰属することとなる場合には、「備考」欄にその旨を記載し、当該帰属状態を示す図面その他の資料を添付すること。
- (2) 「用地の帰属」欄には、公共施設の用に供する土地が帰属することとなる者の名称を記載すること。
- (3) 法第 29 条第 1 項の規定が適用される場合にはその旨を、法第 29 条第 2 項の規定により処分の時期を特別に定める場合にはその旨及びその時期を、それぞれ「新たに設置される公共施設」の「備考」欄に記載すること。

2 「造成工場敷地に関する事項」の「処分方法」欄には、譲受人の資格要件、募集方法及び選考方法を記載すること。

3 「公共施設及び造成工場敷地以外の造成敷地等に関する事項」について

- (1) 「処分管理方法」欄には、譲受人等が特定している場合又は施行者が自から供用する場合にはその者を、その他の場合には譲受人等の資格要件、募集方法及び選考方法を記載すること。
- (2) 「工作物」欄には、工業団地造成事業により整備される施設および造成された敷地に建設が予定される施設を記載すること。